

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付要綱

令和元年11月13日制定

(目的)

第1条 知事は、令和元年8月佐賀豪雨災害により被災し、使用不能となった農薬及び肥料（以下「使用不能農薬等」という。）の処分を行う農業者及び佐賀県農業協同組合（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

対象経費	補助率
補助事業者が行う使用不能農薬等の処分に要する経費	3分の1以内

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第3条第1項及び第12条第1項前段に規定する補助金交付申請書兼実績報告書は、様式第1-1号（農業者）又は様式第1-2号（佐賀県農業協同組合）のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、令和2年3月13日とし、その提出は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 本補助事業については、別記「佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書」に基づき実施するものとする。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2-1号のとおりとする。

(書類の経由)

第6条 規則又はこの要綱に基づく書類は、佐賀県農林水産部園芸課に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年度分の補助金に限り適用する。

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書

第1 事業実施主体及び事業の内容等

本事業の事業実施主体は、農業者または佐賀県農業協同組合とし、事業内容等は下表のとおりとする。

事業実施主体	事業内容	事業実施の留意事項
1 農業者 (農業法人を含む。)	令和元年8月佐賀豪雨災害により被災し、使用不能となった農薬及び肥料(以下「使用不能農薬」という。)	①令和元年度内に終了する取組であること。 ※産業廃棄物処分についてはマニフェストD票の受領日が事業完了日とする(マニフェストE票写しは別途送付すること。) ②使用不能農薬であること(確認できる写真を様式第1-1号「佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業利用申込書」に添付すること) ③集積保管方法並びに収集運搬や処分については産業廃棄物の処理及び清掃法に関する法律(廃掃法)等関係法令に従い対応すること。

2 佐賀県農業協同組合	令和元年8月佐賀豪雨災害により被災し、使用不能となった農薬及び肥料（以下「使用不能農薬」という。）	<p>① 令和元年度内に終了する取組であること。 ※産業廃棄物処分についてはマニフェスト D 票の受領日が事業完了日とする（マニフェスト E 票写しは別途送付すること）</p> <p>② 使用不能農薬等であることを持ち込まれた資材の目視や聞き取りより確認すること</p> <p>③ 各所でとりまとめられた使用不能農薬等の全景、産廃処理業者による収集運搬作業前・作業中・作業後の写真をそれぞれ1部ずつ撮影保管しておくこと。</p> <p>④ 集積保管方法については各関係法令に従い対応すること。</p>
-------------	---	--

第2 事業の手続き

- 1 事業実施主体は、農業者にあつては佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書（以下、「手順書」という。）様式第1-1号（以下「利用申込書」という。）を作成し、知事に申し込むこととし、佐賀県農業協同組合にあつては、事業実施計画書（別紙A）（以下、「計画書」という。）を作成し、手順書様式1-2号（以下「承認書」という。）により知事に申請するものとする。
- 2 知事は、実施主体から提出された利用申込書又は計画書の内容を審査し、適当と認めるときはその利用の決定又は承認を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、次に掲げる重要な変更については、農業者にあつては手順書様式第2-1号、佐賀県農業協同組合にあつては手順書様式2-2号により、前各項に準じて利用申込書や計画書の変更の手続きを行うものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止、取り下げ
 - (2) 処理量や処理費用の増等事業実施の根幹に関わる事業内容の変更

第3 事業の着手等

- 1 事業の着手は、原則として利用申込書の決定または計画の承認に基づき行うものとする。ただし、佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の制定前に使用不能農薬等を処分したものについても本事業の対象とする。
また、事業の迅速かつ効果的な実施を図るため、使用不能農薬等の集積や産業廃棄物処理業者による見積りや収集運搬日に係る打ち合わせ等については、この限りではない。

第4 県の助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、交付要綱に基づき、補助金を交付するものとする。
- 2 事業実施主体が取組に要する経費及び県が行う補助の額は、以下により算定するものとする。なお、県の補助において、千円未満の額は切り捨てるものとする。

ア 取組に要する経費

事業実施主体が、各個人で使用不能農薬等を処分、または佐賀県農業協同組合が各農業者から持ち込まれた使用不能農薬等を取りまとめ、それらを処分する場合に要する額

イ 補助の額

事業実施主体ごとの県の補助金の額は、補助対象となる取組に要する経費に3分の1を乗じて得た額を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 書類の提出先経由

この要領に基づく書類は、全て佐賀県農林水産部園芸課に提出するものとし、その提出部数は1部とする。

第6 個人情報の取扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

第7 その他

事業の実施について、この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

手順書

様式第1-1号（第2関係）（個人）

令和元年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
氏 名 印
(自署の場合は押印省略可)
電話番号
メールアドレス

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業利用申込書

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書第2の1の規定に基づき、次のとおり事業の利用を申し込みます。

なお、事業審査のため、県や市町が保有する私（法人）に関する個人情報（住民住所の情報、被災状況、農家台帳等）について、県ないし住所を有する市町担当課に対し調査・確認することを承諾します。

記

現在、被災した肥料・農薬を保管している場所	<input type="checkbox"/> 保管場所近くに水系につながる排水路、側溝はない。 <input type="checkbox"/> ブルーシート等を敷き、土壌や床に浸透しないようにしている。 <input type="checkbox"/> 施設等の管理ができる。
対象物の種類 <small>該当するものに○、農薬は□にチェック</small>	肥料 ・ 農薬（□全て使用期限内であることを確認） 数量） 肥料 k g ・ 農薬 k g
豪雨による水害により、被災した肥料・農薬が被災した場所	
対象となった主な肥料銘柄や農薬名（多いものから3つ程度でよい）	(肥料) (農薬)
処理に要する総事業費 (見積額計)	円 (税込)
着手予定年月日	年 月 日 (業者に処理を予定している年月日)
完了予定年月日	年 月 日 (業者が処理を完了する予定年月日)
予定処理委託業者 (収集運搬)	会社名： 住 所 (县市町名)：
予定処理委託業者 (処分)	会社名： 住 所 (县市町名)：

(添付書類)

※は交付要綱の制定以前に対象物の処分がなされた場合に添付するもの

- (1) ※ 被災時の肥料農薬の保管場所及び現在の肥料農薬の保管場所の位置図、見取り図
(既存地図もしくは手書きでもよい)
- (2) 産業廃棄物業者からの見積書の写し (処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの)
- (3) ※ 産業廃棄物収集運搬処分に係る契約書の写し
- (4) ※ 被災時の肥料農薬の保管場所及び現在の保管場所の外観及び在室内の写真 (各1枚ずつ)
- (5) 現在保管している処分予定の肥料や農薬の全景の写真及び農薬は各ラベルの写真
- (6) 暴力団排除に係る誓約書 (別紙B)
- (7) その他審査するにあたり必要と認める書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部園芸課長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 _____

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

性別： 男性 ・ 女性

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

様式第1-2号（第2関係）

手順書

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県農業協同組合代表理事組合長 氏名 印

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業の承認申請について

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書第2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（注1）添付資料は次のとおりとする。

- ・事業実施計画書（別紙A）

別紙A

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業実施（変更）計画書

1 事業計画（変更の理由）

例) 令和元年8月佐賀豪雨災害により被災し、使用不能となった農業資材（農薬・肥料）を農業者からとりまとめ、産業廃棄物として収集運搬処分を実施する。	着手（予定）年月日

2 使用不能農薬等のとりまとめを行う（予定）場所（別葉可）

No.	集積予定場所(住所及び支所名) 例) ○×町▽▽ □□支所	一時保管場所(管理場所及び施設名) 例) 同左 集荷施設内	一時保管管理方法
			例) ①肥料は、ブルーシートを敷き、敷地内土壌への浸透、混和を防ぐ。 ② 農薬は、飛散や流出しないよう、また他の薬剤と混和させないような措置をする。特に水系への流出はさせないようにする。 ③ 集積場所周辺に生活環境の悪化や健康に係る被害が生じないように処理業者の指示に従い保管を行う。

半
葉
可

3 事業計画

事業内容	対象者数	内容	事業 予定量	総事業 予定費	負担区分			備考
					県費補助金	自己資金	その他	
使用不能農薬等のとりまとめ及び処分		農薬	t	円	円	円	円	
		肥料	t					
計	—	—						

4 添付資料

- (1) 見積書等事業実施主体がとりまとめや処分に要する経費の見込みがわかるもの
- (2) その他必要な資料

手順書

様式第2-1号（第2関係）

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
氏 名 印
(自署の場合は押印省略可)

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業利用申込書に係る内容の変更について

令和元年〇月〇日付で利用決定の通知を受けましたが、佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書領第2の2の規定に基づき下記の理由により変更することとなった（なる）ので報告します。

記

【変更する年月日】

【変更する内容】

(変更前)

(変更後)

【変更する理由】

手順書

様式第2-2号（第2関係）

番 号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀農業協同組合代表理事組合長 氏名 印

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業計画の変更承認申請について

令和元年〇月〇日で承認のあった佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業手順書第2の2の規定に基づき、関係書類を添えて変更申請します。

(変更の内容)

(変更の理由)

交付要綱

様式第 1 - 1 号 (第 3 条関係) (農業者用)

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者 住 所
氏 名 印

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和元年 月 日付け園第 号で利用申込の決定を受けた佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業において、下記のとおり事業が実施完了したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付要綱 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて報告するとともに、標記補助金 円を交付されるよう補助金の交付を申請します。

記

被災した肥料・農薬を保管していた場所	
対象物の種類 該当するものに○、 農薬は□にチェック	肥料 ・ 農薬 (□全て使用期限内であることを確認) 数量) 肥料 約 kg ・ 農薬 kg
処分に要した総事業費 (A)	円 (税込・税抜き)
補助対象外となる経費 (B)	円 (税込・税抜き)
内 対 象 経 費 (C)=(A)-(B)	円 (税込・税抜き)
契 約 年 月 日	年 月 日
収集運搬作業実施 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	
処理委託業者 (収集運搬)	会社名 : 住 所 (縣市町名) :
処理委託業者 (処分)	会社名 : 住 所 (縣市町名) :

添付書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬 (処分) (収集運搬・処分) 契約書の写し
- (2) 処分経費の領収書 (処分に係る経費の総額及びその内訳がわかるもの) の写し
- (3) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) (A 票と D 票) の写し
- (4) その他審査するにあたり必要と認める書類

番 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和元年 月 日付け園第 号で計画書の承認を受けた佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業において、下記のとおり事業が実施完了したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付要綱3条に基づき、関係書類を添えて報告するとともに、標記補助金 円を交付されるよう申請します。

記

被災した肥料農薬を保管していた場所	
対象物の種類 該当するものに○、 農薬は□にチェック	肥料 ・ 農薬 (□全て使用期限内であることを確認) 数量) 肥料 約 kg ・ 農薬 kg
処分に要した総事業費 (A)	円 (税込・税抜き)
補助対象外となる経費 (B)	円 (税込・税抜き)
内 対 象 経 費 (C)=(A)-(B)	円 (税込・税抜き)
契 約 年 月 日	年 月 日
収集運搬作業実施 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	
処理委託業者 (収集運搬)	会社名 : 住 所 (縣市町名) :
処理委託業者 (処分)	会社名 : 住 所 (縣市町名) :

事業内容	対 象 者数	内 容	事業 重量	総事業費	負担区分			備 考
					県費補助金	自己資金	その他	
使用不能農 薬等のとり まとめ及び 処分			t	円	円	円	円	
		農 薬						
			t	円	円	円	円	
		肥 料						
計	—	—						

添付書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬（処分）（収集運搬・処分）契約書の写し
- (2) 処分経費の領収書（処分に係る経費の総額及びその内訳がわかるもの）の写し
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（A票とD票）の写し
- (4) その他審査するにあたり必要と認める書類

交付要綱

(様式第2-1号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知があった佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県使用不能農薬等処理支援対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 確 定 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

(添付書類)

- ・口座振替登録申出書 (農業者のみ)